

平成30年2月15日

▼タイトル

株式会社平和堂と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結します

▼概要

大規模災害の発生に備え、自治体の備蓄物資の充実が急がれる一方、市の防災センターに常時備蓄できる物資の種類や量は限られており、また定期的に備蓄物資の更新を行わなければならない、多額の費用負担が課題となっています。

そこで、市内に2店舗を構えておられる株式会社平和堂との協定締結により、災害発生時における物資の供給体制の充実を図ることとします。

協定概要については次のとおりです。

- (1) 災害発生時、高島市の要請に基づき、事業者側が調達可能な物資を供給
- (2) 高島市が要請した物資は、事業者側が高島市の指定した場所に運搬
- (3) 物資供給に要した費用は、高島市が負担

つきましては、下記により協定調印式を開催します。

▼日時 平成30年2月22日(木) 10時00分～

▼場所 高島市役所 2階会議室

▼添付書類 調印式次第

▼問い合わせ先

○所属 高島市役所 政策部 危機管理局 防災課

○電話番号：0740(25)8133

○ファックス：0740(25)8102